

## 「届いた荷物を転送するだけ」自宅で簡単にできるアルバイトにご注意!!

～狙われている専業主婦・在宅の方 昨年から被害が急増～

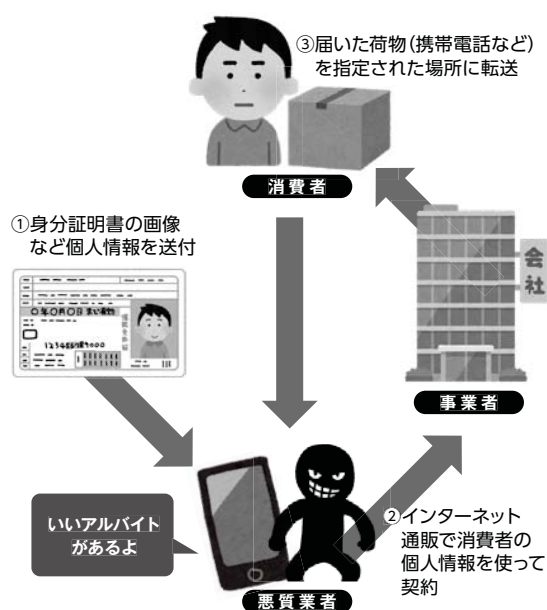
情報化の進展でインターネット・スマートフォンなどの利用が、中高年層を含め幅広い年齢層に普及しています。この社会環境を巧みに取り込んだ新たな手口の悪質商法が現れました。

国民生活センターが警告しているのは、インターネットやスマートフォンを利用した「荷受代行詐欺」です。自宅へ届いた荷物を(宛名を書いて転送するだけ)というアルバイトの募集です。1件で数千円、月に10万円程度の振込みがあるというものです。

既に、多額の被害を受けた消費者から、国民生活センターや消費生活相談センターなどに相談が多く寄せられており、国民生活センターでは警告を出しています。

個人情報を利用される悪質で強引な商法です。迷わず早急に、相談連絡先までお問い合わせください。

### 荷受代行詐欺の流れ



※SNSとは…フェイスブック、ツイッターなどの交流手段

- ①SNSで「良いアルバイトがある」という投稿で人を募集している。
  - ②連絡を取ると「届いた荷物を指定の場所へ転送する」という内容で、1回につき数千円の報酬が受け取れるアルバイトが紹介される。(荷物は、電化製品・電子機器・麻薬・現金など)
  - ③アルバイトを始めるには「運転免許証・健康保険証の画像データ」など身分証明書の提出が必要だと言われる。
  - ④詐欺の主宰者は、身分証明書の画像や個人情報を利用して携帯電話業者から「携帯電話やSIMカードを契約・購入」する。
  - ⑤携帯電話業者から、あなた宛に携帯電話が届く。アルバイトの仕事と思い、「あなた名義の携帯電話を指定の場所に転送」してしまう。
- 「転送する荷物の中身を絶対に見ない」という約束をさせられる。

手軽で簡単と思ったアルバイトは、「1回につき数千円の報酬」。その引き換えに、あなた名義の携帯電話が第三者の手に渡り、振り込め詐欺や他の犯罪に使われ、捜査の対象となるおそれがあります。

### 【悪用された時のリスク(危険)】

- ◆自己名義の携帯電話を解約するため、解約金や携帯代金として一契約につき数万円請求されます。
- ◆他人名義を偽っての購入は「携帯電話不正利用防止法」に違反し、警察の捜査対象となる可能性があります。
- ◆第三者に渡った携帯電話が振り込め詐欺などの犯罪に使われた場合、警察の捜査対象となる可能性があります。
- ◆相手(犯人)に教えた個人情報が他の犯罪に利用されるおそれがあります。

### 騙されないためのポイント

- 「荷受代行」「荷受転送」のアルバイトは、存在しません。
- 「身分証明書」「銀行口座情報」「マイナンバー」などの個人情報は提示しないようにしましょう。
- 個人情報を面会も無く送らせるような業者は、「詐欺の主宰者」です。
- アルバイト会社の連絡先が「携帯電話」のみの場合は十分注意しましょう。

### 相談 連絡先

警察安全相談室  
消費者ホットライン  
県民生活相談センター  
役場環境経済課 消費生活相談窓口

☎#9110 または ☎272-9110  
☎188(いやや!) または ☎(0570)064-370  
☎277-1003  
☎388-1301

(役場では、専門相談員による相談も行っています 23ページ参照)